

武器輸出三原則に違反し、従来の政府答弁を覆すPKO実施中の韓国軍への銃弾の提供に強く抗議する声明

2013年12月23日、政府は南スーダンでの国連平和維持活動（以下「PKO」という）を実施中の韓国軍に自衛隊の小銃弾1万発を無償提供する方針を閣議決定した。銃弾の提供方針は、密室で安全保障政策を議論する国家安全保障会議（NSC）で決まり、唐突に発表された。同日、政府は国民への説明を欠いたまま、PKO協力法を根拠に銃弾の提供を行った。

今回の銃弾の提供は、武器輸出三原則に違反し、PKOでは武器・弾薬の提供は行わないとしてきた従来の政府答弁を覆すものであり、断じて許されない。

武器輸出三原則は、1967年に当時の佐藤内閣が武力行使を禁止した憲法9条を持つ平和国家としての立場から、国際紛争を助長することを回避するため、①共産国②国連決議で輸出が禁止されている国③紛争当事国やそのおそれのある国への輸出を禁じたのが始まりで、1976年の三木内閣のもとで、憲法が定める平和主義に則り、その他の国への武器輸出も「慎む」として、武器輸出を原則禁止したものである。

今回の銃弾の提供は、自衛隊の銃弾で外国人が殺傷されかねない重大な事態を引き起し、ひいては国際紛争を助長するものである。

それにもかかわらず、政府は「緊急の必要性・人道性が極めて高い」とする官房長官談話を発表し、銃弾の提供を武器輸出三原則の例外に位置付けた。

しかし、銃弾の提供を武器輸出三原則の例外に位置付けることは、武器輸出三原則を骨抜きにするものに他ならないのであって、断じて許されない。

それだけでなく、銃弾の提供の根拠となったPKO協力法の物質協力規定を巡って、従来、政府は「譲渡する物質に武器・弾薬は含まれない」「要請があっても応じない」と答弁し、武器・弾薬の提供を要請されても応じない方針をとってきたが、安倍政権は従来の政府答弁を覆し、「武器弾薬の提供は排除されていない」として、「正当化」しようとしている。

さらに、韓国からの報道によれば、不測の事態に備えた予備用の銃弾であり、「緊急の必要性」にも大いに疑問が残る。

戦後初めてとなる他国軍への武器提供は、安倍首相が外交・安全保障の理念として掲げる「積極的平和主義」を国際社会に示す狙いがある。安倍首相は「積極的平和主義」を掲げる国家安全保障戦略において、「武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定める」とし、武器輸出三原則を廃止したうえで、武器を輸出しやすくする新たな原則を策定する方針を打ち出している。これは、憲法の定める平和主義に挑戦するものといわざるを得ない。

今回の銃弾の提供は、武器輸出三原則を骨抜きにするだけでなく、同原則の廃止を先取りするもので、自由法曹団は、武器輸出三原則に違反し、従来の政府答弁を覆す銃弾の提供に、強く抗議する。

2013年12月27日

自由法曹団
団長 篠原義仁